

静岡県子ども計画の策定について

(健康福祉部子ども未来局子ども未来課)

1 概要

令和5年4月に施行された子ども基本法により、都道府県には、国が新たに定める「子ども大綱」を勘案して「都道府県子ども計画」を定める努力義務が課された。

また、子ども大綱は、現行3大綱（少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策）の内容を一本化して作成される。

これを受け、新たな「静岡県子ども計画」の策定にあたり、子ども未来課と社会教育課が所管する2つの計画を一元化する方向で調整を始めている。

2 現状の大綱と計画

都道府県子ども計画の策定にあたっては、以下現行の計画と一体のものとして策定することができるかとされている。

大綱	法律等での計画名称	県の計画	担当課	計画期間
子供・若者育成支援推進大綱	都道府県子ども・若者計画	第4期静岡県子ども・若者計画	社会教育課	R4～R7 (4年間)
子どもの貧困対策に関する大綱	都道府県子どもの貧困対策計画	第2期ふじさんっこ応援プラン	子ども未来課	R2～R6 (5年間)
少子化社会対策大綱	都道府県次世代育成支援対策行動計画 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画			

3 今後の課題

(1) 計画の一体的策定について

- ・第2期ふじさんっこ応援プランの計画期間終了にあわせた策定とし、令和7年度から新たな子ども計画を開始する方向で連携しながら準備を進める予定（令和7年度から令和11年度までの5年間）。
- ・第4期子ども・若者計画の計画期間は1年前倒しの終了で調整予定。

(2) 子ども等からの意見聴取について

- ・子ども基本法では、「地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。
- ・これを受け、静岡県子ども計画を策定し、実施していく際には、子ども等の意見を聴取し、反映させる必要がある。
- ・また、新たな子ども計画は、令和6年度前半に素案を作成する予定であり、子ども等の意見を反映させるため、令和5年度から意見聴取する必要がある。

4 スケジュール(案)

年度	R5	R6	R7
国	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭庁の発足（4月） ● こども未来戦略方針の閣議決定（6月） <p>-----></p> <p>こども大綱閣議決定</p>		
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題整理・検討 ・ こどもの意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定 ・ こどもの意見聴取の仕組の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画実施 ・ 施策推進におけるこどもの意見反映